

公 告

分任契約担当官
自衛隊神奈川地方協力本部長 大谷 三穂

下記のとおり、一般競争入札を行う。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：自衛隊神奈川地方協力本部で使用する電気の需給ほか1件
- (2) 需給場所：仕様書のとおり
- (3) 需給期間：令和8年4月1日00:00から令和9年3月31日24:00

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けた者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みに関し「適合証明書」の入札適合条件を満たすこと。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率が100%であること。

3 適用する条約条項

- (1) 談合等の不正行為に関する事項
- (2) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 単価契約に関する特約条項

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認等が必要な場合は、個別に対応する。

5 事前提出資料

入札参加希望者は、令和8年2月6日（金）17時00分までに下記に示す書類を提出すること。

ア 資格審査結果通知書の写し

イ 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき登録小売電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し（ただし、電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要）

ウ 「適合証明書」（二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。）

エ 「特定電源割当計画書」

6 入札日時及び場所

令和8年2月9日（月）13時30分 自衛隊神奈川地方協力本部会議室（4F）
（神奈川県横浜市中区山下町253-2）

7 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：グループ別の総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）（少数第2位まで）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とすること、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

8 保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：免除する。

9 違約金等

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続をしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「予定数量×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 第5項に示す提出書類を提出していない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び印影が識別し難い場合
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とする。
- (5) 電報、電信、電話及びFAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期日までに到着しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

- (1) 落札者は遅滞なく契約書を作成提出すること。
- (2) 契約書の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

12 その他

- (1) 仕様書、入札関係書類は自衛隊神奈川地方協力本部ホームページから印刷すること。
- (2) 本入札は郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は、令和8年2月6日（金）17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名、及び「入札書在中」（朱書き）により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (3) 代表者以外の者が入札する場合は、入札開始前までに「委任状」を提出すること。
- (4) 再度入札は、初度入札で郵便による入札がない場合はその場で直ちに、ある場合は官側から通知する。
- (5) 契約締結に当たっては、契約相手方は、分任契約担当官 自衛隊神奈川地方協力本部長とする。
- (6) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、自衛隊神奈川地方協力本部で閲覧できる。
- (7) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町253-2
自衛隊神奈川地方協力本部会計班 担当：藤永
電話：045-662-9426（直通）
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町253-2
自衛隊神奈川地方協力本部総務課管理班 担当：井上
電話：045-662-9426（直通）

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 自衛隊神奈川地方協力本部で使用する電気の需給
- (2) 需 要 場 所 神奈川県横浜市中区山下町253-2
自衛隊神奈川地方協力本部庁舎
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 電気方式 1回線受電方式
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 有

(2) 契約電力及び予定使用電力量

（期間中の予想最大電力及び月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり。）

- ア 予定契約電力 高圧 常時電力 66kW
- イ 予定使用電力量 189,800kWh（別紙第1）

(3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、再生可能エネルギー比率100%とすること。

（別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照

細部については「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、書面で提出することとする。

（別紙第3「特定電源割当証明書様式例」を基準とするが必要項目が満たされていれば様式随意可）

(4) 使用期間

自 令和8年4月 1日 0時00分

至 令和9年3月31日24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔検針又は訪問検針
- ウ 電力量計構成 複合計器・無線通信装置
- (ア) 機 器 (株)東芝 屋内耐候型変成器付複合計器（普通級）
- (イ) 形 式 SM3ER-R型 交流3相3線式
100V5A 50Hz
- (ウ) 計器定数 1,000パレス/キロワット秒
1,000パレス/キロバール秒
パレス定数50,000/kWh（パレス記号MM）
記録型計器（通信機能無）

- (6) 需給地点
東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と自衛隊
神奈川地方協力本部の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は
100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのないそ
の他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定の規模需
要の標準供給条件による。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の
とおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、
小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位
で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数
点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を
切り捨てる。
- (5) 本契約については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削
減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）
2.(1)にいう据切り方式による。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合については別途協議
を行うものとする。

月別使用予定電力量
(令 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)

年 月	予定最大 需要電力 (k w)	予定使用 電力量 (k W h)	備 考
令 和 8 年 4 月	43	12,400	
令 和 8 年 5 月	37	10,000	
令 和 8 年 6 月	44	13,800	
令 和 8 年 7 月	49	17,500	
令 和 8 年 8 月	61	17,500	
令 和 8 年 9 月	50	15,000	
令 和 8 年 1 0 月	35	12,000	
令 和 8 年 1 1 月	53	15,500	
令 和 8 年 1 2 月	64	17,700	
令 和 9 年 1 月	63	21,000	
令 和 9 年 2 月	65	20,000	
令 和 9 年 3 月	62	17,400	
合 計		189,800	

RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス (バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

分任契約担当官
 自衛隊神奈川地方協力本部長
 〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇
 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

仕 様 書

1 概 要

(1) 件 名

自衛隊神奈川地方協力本部横須賀地域事務所で使用する電気の需給

(2) 需要場所

ア 横須賀地域事務所 2 階 (神奈川県横須賀市若松町 3-3)

イ 横須賀地域事務所 3 階 (神奈川県横須賀市若松町 3-3)

(3) 業種及び用途

官公署 (国家事務)

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流単相 3 線式

イ 供給電圧 (標準電圧) 200V

ウ 計量電圧 (標準電圧) 200V

エ 標準周波数 50Hz

オ 電気方式 1 回線受電方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

(期間中の月別の予定使用電力量は別紙第 1 のとおり。)

ア 予定契約電力

名 称	契約電力
横須賀地域事務所 2 階	従量電灯 B : 4 0 A
横須賀地域事務所 3 階	従量電灯 B : 3 0 A

イ 予定使用電力量

名 称	予定使用電力量
横須賀地域事務所 2 階	7, 9 0 0 k W h
横須賀地域事務所 3 階	2, 3 3 0 k W h

(期間中の月別の予定使用電力量は別紙第 1 のとおり。)

(3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、再生可能エネルギー比率 100% とすること。

(別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」を参照

細部については「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、書面で提出することとする。

(別紙第 3 「特定電源割当証明書様式例」を基準とするが必要項目が満たされていれば様式随意可)

(4) 使用期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定の規模需要の標準供給条件による。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 本契約については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）2.(1)にいう据切り方式による。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。

月別使用予定電力量
(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)

年 月			備 考
	横須賀 地域事務所 2 階	横須賀 地域事務所 3 階	
令 和 8 年 4 月	560	120	
令 和 8 年 5 月	510	150	
令 和 8 年 6 月	540	150	
令 和 8 年 7 月	850	310	
令 和 8 年 8 月	880	380	
令 和 8 年 9 月	870	360	
令 和 8 年 1 0 月	630	290	
令 和 8 年 1 1 月	530	140	
令 和 8 年 1 2 月	580	130	
令 和 9 年 1 月	630	100	
令 和 9 年 2 月	700	100	
令 和 9 年 3 月	620	100	
合 計	7,900	2,330	

RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス (バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

入 札 書

調達要求番号	6PEC1CX0201 6PEC1CX0202	契約実施計画番号	6PEC1CX02010
--------	----------------------------	----------	--------------

¥ 品目別

- 1 入札件名 自衛隊神奈川地方協力本部で使用する電気の需給ほか1件
- 2 納入期間 令和8年4月1日00:00～令和9年3月31日24:00
- 3 納入場所 自衛隊神奈川地方協力本部（神奈川県横浜市中区山下町253-2）
横須賀地域事務所（神奈川県横須賀市若松町3-3）

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

大 谷 三 穂 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

内訳（消費税を含まない。）

連番	品名	金額	備考
1	自衛隊神奈川地方協力本部で使用する電気の需給		入札書別紙1
2	自衛隊神奈川地方協力本部横須賀地域事務所で使用する電気の需給		入札書別紙2-1 入札書別紙2-2

※ 入札書別紙1、入札書別紙2-1、入札書別紙2-2をそれぞれ添付する。

内 訳
(自衛隊神奈川地方協力本部で使用する電気の需給)

(単位:円)

年月	区分	基本料金	使用電力料金	合計 (税抜)
令和8年4月	予定数量(kwh)	43 (kW)	12,400 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年5月	予定数量(kwh)	37 (kW)	10,000 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年6月	予定数量(kwh)	44 (kW)	13,800 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年7月	予定数量(kwh)	49 (kW)	17,500 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年8月	予定数量(kwh)	61 (kW)	17,500 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年9月	予定数量(kwh)	50 (kW)	15,000 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年10月	予定数量(kwh)	35 (kW)	12,000 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年11月	予定数量(kwh)	53 (kW)	15,500 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年12月	予定数量(kwh)	64 (kW)	17,700 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年1月	予定数量(kwh)	63 (kW)	21,000 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年2月	予定数量(kwh)	65 (kW)	20,000 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年3月	予定数量(kwh)	62 (kW)	17,400 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			

	基本料金	使用電力料金
合計金額(税抜)		
年間総計(税抜)		

内 訳 書
(横須賀地域事務所で使用する電気の需給(40A))

(単位:円)

年月	区分	基本料金	使用電力料金	合計(税抜)
令和8年4月	予定数量(kwh)	40(A)	560(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年5月	予定数量(kwh)	40(A)	510(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年6月	予定数量(kwh)	40(A)	540(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年7月	予定数量(kwh)	40(A)	850(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年8月	予定数量(kwh)	40(A)	880(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年9月	予定数量(kwh)	40(A)	870(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年10月	予定数量(kwh)	40(A)	630(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年11月	予定数量(kwh)	40(A)	530(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年12月	予定数量(kwh)	40(A)	580(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年1月	予定数量(kwh)	40(A)	630(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年2月	予定数量(kwh)	40(A)	700(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年3月	予定数量(kwh)	40(A)	620(kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			

	基本料金	使用電力料金
合計金額(税抜)		
年間総計(税抜)		

内 訳 書
 ((横須賀地域事務所で使用する電気の需給 (30A)))

(単位:円)

年月	区分	基本料金	使用電力料金	合計 (税抜)
令和8年4月	予定数量(kwh)	30 (A)	120 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年5月	予定数量(kwh)	30 (A)	150 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年6月	予定数量(kwh)	30 (A)	150 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年7月	予定数量(kwh)	30 (A)	310 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年8月	予定数量(kwh)	30 (A)	380 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年9月	予定数量(kwh)	30 (A)	360 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年10月	予定数量(kwh)	30 (A)	290 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年11月	予定数量(kwh)	30 (A)	140 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和8年12月	予定数量(kwh)	30 (A)	130 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年1月	予定数量(kwh)	30 (A)	100 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年2月	予定数量(kwh)	30 (A)	100 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			
令和9年3月	予定数量(kwh)	30 (A)	100 (kWh)	
	単価(円)			
	金額(円)			

	基本料金	使用電力料金
合計金額(税抜)		
年間総計(税抜)		

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売り営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているか確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)別紙の「各用語の定義」

① 令和6年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数	<p>「令和6年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数」は次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(需要端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">① 工場等の廃熱又は排圧② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)③ 高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}}$ <p>① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 令和6年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和6年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとはFIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和6年度の供給電力量に(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みについて、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊神奈川地方協力本部長
大谷 三穂 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ ② パンフレット ③ チラシ ④ その他()	

2 令和6年度の状況

項目	自社の 基準値	点数
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点数
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④の合計点数	
------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類及び別紙様式第2特定電源割当計画書・再生可能エネルギー由来電力量の内訳を添付すること。

